

**令和4年度（2022年度）
熊本県立学校介助員（会計年度任用職員）募集案内**

1 【募集職種】 熊本県立特別支援学校介助員

2 【職務内容】

- (1) 児童生徒の食事、排泄、教室の移動補助等 学校における日常生活動作の支援
- (2) 児童生徒の学校生活への適応に向けた、個別の指示と行動の見守り
- (3) 担任が児童生徒とかかわる時間における学級内指導の補助
- (4) 発達障がいを併せ有する児童生徒の突然の教室からの飛び出しや、自傷・他傷行為予防の対応

3 【採用予定人数】 1人

4 【勤務条件】

- (1) 職の区分 地方公務員法第22条の2第1項に定める会計年度任用職員の職
- (2) 任用期間 令和4年4月8日（金）～令和4年7月20日（水）
ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合は、能力実証の結果、再度の任用を行います。令和5年3月31日以内の学期毎（3回雇用）
- (3) 勤務地 熊本県立小国支援学校
- (4) 勤務日数 月20日以内で校長が定める。
- (5) 勤務時間 午前9時～午後3時（週4日）6時間
午前9時～午後2時（週1日）5時間
※週29時間以内で、一日の勤務時間は6時間又は5時間とします。
- (6) 休憩時間 なし：昼食も児童生徒と一緒に食し、食事の支援を行うため
- (7) 休日等 土、日、祝日 ※学校行事で出勤となる場合は、振替休日あり
- (8) 報酬等 ①日額制 6時間勤務 5,157円～6,495円
5時間勤務 4,298円～5,413円
②通勤費用 実費相当額を支給
③期末手当 令和4年12月期76,954円～96,921円
※1 実際の報酬日額は、上記の金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。
※2 報酬日額、通勤費用、期末手当、各種手当に相当する報酬について

ては、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。

※3 概ね期末手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額（各種手当に相当する報酬の支給額は除く。）に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。

- (9) 社会保険 地方公務員等共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。
- (10) 公務災害補償 地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。
- (11) 条件付採用 今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。
- (12) 地方公務員法の適用 地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の適用職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等）が適用され、かつ、懲戒処分等の対象になります。

5 【受験資格】 次のいずれかの事項に該当する者は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 【試験の方法】 個別面接による口述試験を実施します。

7 【試験日程等】

- (1) 随時、応募者と日時を調整のうえ試験日を決定します
- (2) 合格発表：面接試験実施後3日以内（土日を除く）電話にて連絡

8 【応募方法】

- ・下記連絡先へお電話ください。

受付は、平日8：30～17：00までとなります。

・応募者が募集人員に達した場合は、申込みを締め切る場合があります。

【連絡先】 〒869-2501

熊本県小国町宮原2635-2

熊本県立小国支援学校 担当 松田 康伸

電話 0967-46-4370